

RCEP原産国の決定フローチャート

(物品の貿易章「第2.6条」に基づくフローチャート)

日本の譲許表の付録の特定の原産品（100品目）に該当しますか？

Yes

No

輸出締約国である最終仕出国において、
20%以上の価値が付加されていますか？

Yes

No

輸出締約国
(第2.6条パラ3)

最高価額の原産材料を
提供した締約国
(第2.6条パラ4)

パラ1及び4に関わらず、輸入者は生産に
関与した締約国又は全ての締約国の中で最
高税率を選択可能（第2.6条パラ6）

①完全生産品、②原産材料のみからなる産品、
③品目別規則を満たす産品のいずれになりますか？

①又は③

②

輸出締約国
(第2.6条パラ2)

軽微な工程を超える生産工程(※)が
輸出締約国で行われていますか？

Yes

No

輸出締約国
(第2.6条パラ2)

最高価額の原産材料を
提供した締約国
(第2.6条パラ4)

※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う（詳細は第2.6条パラ5参照）。

●多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国（=原産品の資格を取得した国）と同一になります。